

(第 10 回権利擁護部会資料)

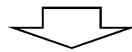
平成 30 年 6 月 19 日
京都市保健福祉局
障害保健福祉推進室

性への理解について

権利擁護部会において挙げられた性への理解についての課題は次のとおり。(別紙)

- ① 性被害
- ② 思わぬ妊娠
- ③ 「性教育」「性の知識の不足」

(参考) 京都府「検討会議」中間まとめにおける関連事例



【本日の議論の進め方】

- ア 「性への理解」をすすめるための取組の紹介
- イ 「性への理解」に関する課題の共有

⇒ 次回以降において、課題の整理を行った上で、課題ごとに議論

1 「性への理解」をすすめるための取組について

- (1) 東部圏域における取組の紹介
- (2) 障害のある方の妊娠・出産及び子育ての支援（支援センターらくとう）の紹介

2 「性」の権利擁護に関する課題の共有について

(参考) 第2回権利擁護部会資料 資料2 「「権利擁護」に関する課題とその解決方法」 抜粋

9 性への理解 <新規>

課 題	・性被害 ・思わぬ妊娠 ・「性教育」「性の知識」の不足
解決事例	なし
解決方法案	・性を学習する機会の創設

(参考) 京都府の「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくり条例（仮称）検討会議」の中間まとめにおける関連事例

<障害のある女性が受ける困難事例（例）>

- ・通所授産施設に通う送迎バスで、「乗り降りは自分でできる」と断っているのに、男性スタッフが毎日身体に触って介助を行う。（精神・知的障害）
- ・企業の面接で「うちは本当なら障害者は要らないんだよ。でも社会的立場上、面接くらいはしないとね。まだ男性で見た目に分かん障害やったらええねんけどな。一応面接はしてあげたからもうよいでしょ。」と言われる。（肢体不自由）
- ・農家の長男である夫の両親が結婚に反対。「大卒の都会育ちで身体の悪い嫁より、中卒でもよく働く丈夫な嫁を」と言われた。結婚したが、夫の両親にはついに嫁として認められなかった。（肢体不自由）
- ・妊娠7箇月に入ってから夫が自分の両親に手紙で子どもが産まれることを知らせると、夫の母から「産ませるつもりか、すぐに始末するように」と手紙がきた。（視覚障害）
- ・できる家事はがんばってやるが、疲れやすく横になってしまうことも多い。それでも、家事をやって当たり前だと思われている。（精神障害）
- ・施設で障害のある女性の入浴介助を男性職員がやっていた。（肢体不自由）
- ・盲学校中学の修学旅行で、男女合わせて10人ぐらいが広い部屋に男女の間に境もなく宿泊させられた。（視覚障害）
- ・妊娠の健診のとき、女性の手話通訳者がいなくて男性だった。自分も抵抗があったが、通訳者も困っていた。（聴覚障害）
- ・車いすトイレが男性側にしかないときがあり、とても嫌な気分が入る。（肢体不自由）
- ・子どものころから、女性であることより障害者であることの方が前面にあって、女性として扱われていないと感じる。（肢体不自由）

「性を学習する機会」についての取り組みについて

2018/6/19
支援センターらくとう

＜取り組みに至った経緯＞

・相談の中で、思わない妊娠（相手が誰か分からない／妊娠する計画ではなかった等）で困っているケース、性被害にあったケース、また加害者になる（ストーカー、痴漢行為、性暴力等）ケースがある。基本的には相談が入ってから事後対応支援を行うわけであるが、事前に（未然に）防ぐことができる取組はないかと考えていた。結果、性を学習する機会を作るに至った。

＜これまでの取り組みについて＞

・平成 25 年、支援学校、青少年活動センター、保健センター、支援センターだいが、支援センターらくとうで、東部性教育ネットワークを作り、「性」を学ぶ場について、検討を始める。

・平成 25 年 11 月、当事者（主に卒業後の軽度知的障がい者）を対象に勉強会を開催する。講師は支援学校先生にお願いする。

・平成 26 年 2 月、日本福祉大学の伊藤先生をお招きして、支援者の勉強会を開催する。

・平成 26 年～27 年、年 2 回ほど、徳永桂子先生をお招きして、当事者と支援者の性教育研修会を実施する。

・ただ、公開講座とするとなかなか参加者が集まらないという課題がでる。

・そこで平成 28 年からは、通所施設への出張講座を実施。同じく徳永桂子先生に研修講師を依頼する。地域の生活介護事業所、就労継続 B 型事業所で当事者と支援者対象の研修会を開催。また施設の保護者会を利用して保護者にも性教育を講習いただく機会をもつ。

この年からネットワークとしての活動は休止。らくとう単体で細々とする。

・平成 29 年、児童発達支援事業所の保護者会（父の会）にて実施。

・徳永桂子先生の研修内容は、「身体を理解」「他者との距離の取り方」「自分自身を守ること」「感染症について」「避妊具の使用法」等々。これらを分かりやすく当事者や保護者、支援者に伝えていただいている。

＜現時点での評価＞

・ここ数年は、施設事業所や保護者からの要望にこたえる形で研修会を企画している。少しずつ浸透してきているという実感はある。ただ一回ものの勉強会で、どこまで当事者に理解していただけたか分からない。アフターフォローや通年ものの勉強会等を今後は検討していきたい。

「障害のある女性が受ける困難事例」について

2018/6/19

支援センターらくとう

＜Aさん 20代女性＞

経過

- ・療育手帳 B2。軽度知的障害。愛着障害。
- ・幼少期より、両親からの虐待（身体、ネグレクト）があり、18歳まで児童養護施設に入所していた。
- ・総合支援学校卒業後、就労継続 A 型の就職が決まり、住まいは一人暮らしとなるところでらくとうが介入。
- ・4月から通所は順調に行けていたが、7月に妊娠が分かり、退職し翌年出産。当時複数の男性との関係があり、父を特定はできなかったが、母子での生活を望む。
- ・妊娠してから、生活リズムの乱れが見られ、居宅支援を導入する。

子どもを産み育てることについて

- ・Aさんに養育が不可能だろうと、当時関わっていた複数の機関から自宅で育児することは望ましくない、入所が適当なのではという意見と、Aさんの自分で育てたいという気持ちで対立をした。

らくとうの対応

- ・Aさんが障害者で被虐待児だったことで反対はせず、Aさんの気持ちに寄り添い、産み育てることの支援をしていけばいいのではないかと、という立場。
- ・育児ができるように、居宅支援、育児支援ヘルパーを導入し、早期に保育園に入れるように見学同行、手続きの補助、子育てについて相談できる支援者を増やすことを心掛けた。
- ・Aさんが精神的に不安定になった際は、一時保護ができるように児相と連携。
- ・いつでも連絡相談ができるような相談支援体制の構築。

さらに

- ・第一子出産後、2年後に第二子妊娠。性被害にあったと訴え、その時は中絶することを決意していたが、エコーで子どもの姿が見られてから「殺したくない」と産む決心をする。

最後に

現在、サービスを受けながら子ども二人の育児を行っている。

継続して関わることで、相談の質が高まり、Aさんが自分でできることも増えてきた印象。育児ができていることを認めてもらえる機会が増えた。